

平成 27 年 度 第 5 回

宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

会 議 次 第

日 時 平成28年2月18日(木)
午後4時30分～
会 場 宇都宮市役所14階
大会議室

1 開 会

(1) 会議録署名委員の選出

(2) 国民健康保険税に係る制度改正について・・・資料1

2 議 事

(1) 報告事項

・報告第1号 平成28年度 国民健康保険特別会計当初予算(案)の
概要について

(2) そ の 他

3 そ の 他

4 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成27年7月1日現在

委員種別	氏名	役職等
第1号委員 被保険者代表	半貫光芳	市議会議員
	荒川恒男	〃
	齋藤健吾	宇都宮商工会議所 青年部 理事
	森田陽子	〃 女性部 副会長
	大森澄雄	市農業委員 会長職務代理者
	大根田博章	公募委員
	山口弘一	〃
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師代	片山辰郎	市医師会 会長
	吉田良二	市医師会 副会長
	齋藤公司	〃
	金子達	〃
	北條茂男	市歯科医師会 会長
	赤沼岩男	市歯科医師会 副会長
	廣田孝之	市薬剤師会 理事
第3号委員 公益代表	工藤稔行	市議会議員
	塚田典功	〃
	◎塚原毅繁	〃
	○大貫隆久	市社会福祉協議会 会長
	山口建一	市民生委員児童委員協議会 会長
	上野元子	宇都宮人権擁護委員協議会 委員
	笹川陽子	宇都宮部会 委員 宇都宮 共和大 学師 専任 講師
第4号委員 被用者保険等 被保険者代表	栗田昭治	全国健康保険協会 栃木支部 支部長
	郷孝夫	栃木県市町村職員共済組合 事務局長
	野中貞明	栃木県トラック健康保険組合 常務理事

◎:会長

○:会長職務代理者

事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
本 橋 道 正	保健福祉部長
酒 井 典 久	保健福祉部次長
眞 船 稔 之	保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹
橋 本 一 守	保健福祉部保険年金課長 ※ 1
大 野 貴 司	保健福祉部保険年金課長補佐
薄 井 季 之	保険年金課管理グループ係長
西 田 真 実	保険年金課国保給付グループ係長
高 栖 守 能	保険年金課国保税グループ係長
中 村 正 基	保険年金課収納グループ係長
阿久津 孝夫	保険年金課滞納整理グループ係長
関 本 耕 司	保険年金課管理グループ総括主査 ※ 2
小井川 雅美	保険年金課国保給付グループ総括主査
高 賀 茂 泉	保険年金課国保税グループ総括主査
岩 崎 豊 弘	保険年金課収納グループ総括主査
大 山 剛	保険年金課滞納整理グループ総括主査
田 崎 宗 宏	保険年金課管理グループ主任主事
鈴 木 裕 之	保健福祉部健康増進課長
齋 藤 順 子	健康増進課健康づくりグループ係長
岡 田 美 穂 子	健康増進課健康診査グループ係長

※ 1 書記長

※ 2 書記

国民健康保険税に係る制度改正について

1 平成 28 年度税制改正

国民健康保険税の課税の内容を含む「平成 28 年度税制改正大綱」が平成 27 年 12 月 24 日に閣議決定され、今後、地方税法及び地方税法施行令の改正・施行が見込まれる。

この税制改正に伴い、平成 28 年度以降の国民健康保険税の課税に係る制度が以下のとおり変更となる。

2 改正内容

(1) 課税限度額の引上げ

国民健康保険税の課税の上限額となる課税限度額を年額 85 万円から 89 万円に引き上げる。

〔課税限度額〕

区 分	26 年度税制改正 (地方税法施行令改正)	27 年度税制改正 (地方税法施行令改正)	28 年度税制改正 (地方税法施行令改正)
医療保険分	51 万円 (変更なし)	52 万円 (+ 1 万円)	<u>54 万円</u> (+ 2 万円)
後期高齢者支援金分	16 万円 (+ 2 万円)	17 万円 (+ 1 万円)	<u>19 万円</u> (+ 2 万円)
介護保険分 (40 歳～64 歳)	14 万円 (+ 2 万円)	16 万円 (+ 2 万円)	16 万円 (変更なし)
計	81 万円 (+ 4 万円)	85 万円 (+ 4 万円)	<u>89 万円</u> (+ 4 万円)
宇都宮市の課税適用	27 年度	28 年度	

【本市の対応】

本市の課税限度額を引き上げるかどうか(85 万円⇒89 万円)について、平成 28 年度国民健康保険運営協議会において協議いただく予定。

※ 地方税法及び同法施行令では、国民健康保険税の課税限度額の上限額を規定しており、各市町村は、その上限額を越えない範囲で課税限度額を条例に定め課税している。

本市では、従来、国の課税限度額(上限額)が改正された年度の国保運営協議会に諮り、翌年度の課税分から適用してきた。

(2) 軽減判定基準の改定

低所得者の軽減のうち5割軽減・2割軽減の判定の際の所得基準を引き上げる。

[軽減判定基準]

軽減区分	改正前（現行）	改正後
7割軽減	33万円	33万円（変更なし）
5割軽減	33万円 + <u>26万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	33万円 + <u>26.5万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
2割軽減	33万円 + <u>47万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	33万円 + <u>48万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

【本市の対応】

平成28年3月末までに条例改正を行い、平成28年度の国民健康保険税課税分から適用する。

- ※ 軽減判定基準は、全国一律に同一内容での措置が行われるものであることから、本市としても、法改正に沿っての対応となる。
- ・ 地方税法等の一部改正は平成28年3月末日までに決定・公布される見込みであるため、平成28年度の国民健康保険税の賦課期日である4月1日以前の3月末日までに本市の条例改正を行う必要がある。

[平成28年度税制改正大綱（抜粋）]

- (18) 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。
- ① 基礎課税額に係る課税限度額を54万円（現行：52万円）に引き上げる。
 - ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円（現行：17万円）に引き上げる。
- (19) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を26.5万円（現行：26万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を48万円（現行：47万円）に引き上げる。

平成28年度国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要について

【歳出】

(単位：百万円)

項目	平成28年度 予算案	前年度予算	前年比	摘 要
総務費 ・職員給与費 ・一般事務費 保険給付、資格管理等に要する経費 ・賦課徴収費 保険税の賦課、徴収に要する経費 など	643	772	△ 129	【主な増減理由】国民健康保険新システム開発委託料の皆減 【医療費の適正化策（一般事務費）】*1 ・レセプト点検の推進 電子データを活用した効果的・効率的な点検の実施 ・各種健康づくり情報等の提供 国保だよりの発行（特定健康診査、かかりつけ医、歯周病予防等）など 【保険税の収納率向上策（賦課徴収費）】*2 ・口座振替の加入促進 ペイジー口座振替受付サービスの活用、口座振替キャンペーンの実施 ・納税環境の整備 ペイジー納付の導入、コンビニ納付の利用拡大 ・滞納処分の強化 財産調査の徹底、差押の早期化、搜索・公売の実施 など
*1 28年度医療費適正化策目標値 …①対前年比1人あたり医療費増加率2.25%、 ②対25年度比医療費総額増加率9.84% *2 28年度保険税収納率向上策目標値…①現年度収納率88.8%				
保険給付費 <医療給付費> ・療養給付費 治療費用のうち、自己負担を除いた分を給付 ・高額療養費 被保険者の自己負担上限額超過分を支給 など <その他> ・出産育児一時金 被保険者出産時に、1人あたり42万円を支給 ・葬 祭 費 被保険者死亡時に、1人あたり5万円を支給 など	35,327	36,000	△ 673	【主な増減理由】被保険者数の減に伴う医療給付費の減 ・医療給付費＝「1人あたり医療給付費 ①」×「見込被保険者数 ②」により算出 ①1人あたり療養給付費 28年度：236,495円 +3,192円※前年比（以下同） ②被 保 険 者 数 28年度：129,400人 △4,800人
後期高齢者支援金等 後期高齢者医療制度に対する支援金	7,495	7,635	△ 140	【主な増減理由】前々年度精算分の減に伴う、後期高齢者支援金・介護納付金の減 ・後期高齢者支援金・介護納付金＝①当該年度概算分＋②前々年度精算分 後期高齢者支援金 ①概算分 28年度：7,847百万円 + 86百万円 ②精算分 28年度：△352百万円 △226百万円 介護納付金 ①概算分 28年度：3,035百万円 △ 81百万円 ②精算分 28年度：△290百万円 △332百万円
介護納付金 介護保険制度に対する納付金	2,745	3,158	△ 413	
共同事業拠出金 県内市町で共同実施している再保険制度への拠出金 ・高額医療費共同事業 1件80万円を超える医療費を対象 ・保険財政共同安定化事業 1件1円以上80万円までの医療費を対象	14,008	12,642	1,366	【主な増減理由】保険財政共同安定化事業拠出金の増 ・高額医療費共同事業 28年度：1,217百万円 + 31百万円 ・保険財政共同安定化事業 28年度：12,789百万円 +1,335百万円
保健事業費 ・特定健康診査・特定保健指導事業 ・ヘルスプランうつのみや事業 糖尿病重症化予防、重複・多受診者の適正受診に向けた保健指導 ・人間ドック・脳ドック受診補助 1人あたり1万円を補助 ・医療費通知 ・ジェネリック医薬品の普及促進 など	335	341	△ 6	【主な増減理由】被保険者数の減に伴う特定健康診査・特定保健指導事業費の減 【医療費の適正化策（保健事業費）】*1 ・特定健康診査・特定保健指導の推進 糖尿病の発症・重症化を予防するため、特定健診において「HbA1c」検査を必須化 ・ヘルスプランうつのみや事業の推進 保健指導嘱託員を増員し、指導体制を強化（1名⇒2名）【拡充】 ・ジェネリック医薬品の更なる普及促進 被保険者がジェネリック医薬品の処方希望を伝えるため、被保険者証やお薬手帳へ貼付可能な「ジェネリック医薬品希望シール」を配布【新規】 など 【健康づくり関連事業（一般会計予算）】（参考） ・がん検診受診勧奨 無料クーポン券等の発送 ・職域保健との連携 事業主等を対象とした健康情報（受動喫煙防止・かかりつけ医を持つことの重要性等）の提供 ・歯・口腔の健康づくりの推進 歯科健診（歯周病健診）、訪問歯科診療支援、歯と口腔の健康教育 ・地域における健康づくり活動の実践 「気軽にエンジョイMiya運動」の普及等 ・食育の推進 出前講座等 など
その他 保険税還付金、還付加算金 など	75	75	0	
計	60,628	60,623	5	